

第1回尾鷲市総合計画審議会

令和7年12月2日

政策調整課

事項書

第7次尾鷲市総合計画後期基本計画等策定方針について	【資料1】	P 1 P 2～11
尾鷲市総合計画審議会条例	【資料2】	P 12
尾鷲市総合計画審議会規則	【資料3】	P 13～15
審議会委員名簿	【資料4】	P 16
策定委員会設置要綱	【資料5】	P 17～18
策定検討WG設置要綱	【資料6】	P 19
総合計画等策定スケジュール	【資料7】	P 20～21
審議会部会別委員名簿（案）	【資料8】	P 22
総合計画に関する市民アンケート（案）	【資料9】	P 23～36
ヒアリング・ワークショップの実施について	【資料10】	P 37～39
第7次尾鷲市総合計画	【別冊】	
第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略	【別冊】	
尾鷲市人口ビジョン	【別冊】	
令和6年度市民アンケート調査票及び調査報告書	【別冊】	

第1回 第7次尾鷲市総合計画審議会 事 項 書

- 日時：令和7年12月2日（火）
午後7時00分～
- 場所：中央公民館3階講堂

- 1 市長あいさつ

- 2 委員委嘱について

- 3 会長及び副会長の選任について

- 4 諮問について

- 5 総合計画等の概要説明について
 - (1) 総合計画等の策定方針・策定体制について
 - (2) 今後のスケジュールについて
 - (3) 今後の審議方針、審議部会について
 - (4) 市民アンケート・ヒアリング等の実施について

- 6 その他

第7次尾鷲市総合計画後期基本計画等
策定方針

令和7年11月
政策調整課

1 はじめに

(1) 総合計画基本構想と総合計画基本計画の関係について

本市では、2022(令和4)年度から2031(令和13)年度の10年間について、長期的な展望に立って総合的かつ計画的な行政運営を行う指針、本市の将来像を描くためのまちの将来像とまちづくりの理念として、第7次尾鷲市総合計画基本構想を制定している。

同時に、基本構想で定めたまちの将来像とまちづくりの理念を実現するため、基本目標に基づいて必要な施策を体系化し、具体的な事業計画としてまとめている。

具体的な事業計画である基本計画については、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5年間を対象とする前期基本計画、2027(令和9)年度から2031(令和13)年度までの5年間を対象とする後期基本計画の2期に分けて制定している。

2026(令和8)年度は、前期基本計画の終了年であるため、2025(令和7)年度から2026(令和8)年度にかけて、前期基本計画の諸施策について見直し、改めて後期基本計画を策定する時期となる。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略について

一方、国は急速に進む少子高齢化社会に対応するため、2014(平成26)年に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、同年より、まち・ひと・しごと創生総合戦略を制定し、人口ビジョンの制定と合わせて、人口減少社会への対応施策に取り組んでいる。

本市では、2015(平成27)年度に尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その後、2022(令和4)年度から同時期に策定している第7次尾鷲市総合計画との整合を図りながら、第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しており、総合計画と一体となってまちづくりに取り組んでいる。

(3) 国土強靱化地域計画について

市国土強靱化地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条の規定に基づくものであり、事前防災及び減災と迅速な復旧・復興、国際競争力の向上に資する施策により、総合的かつ継続的に強靱化を推進している。

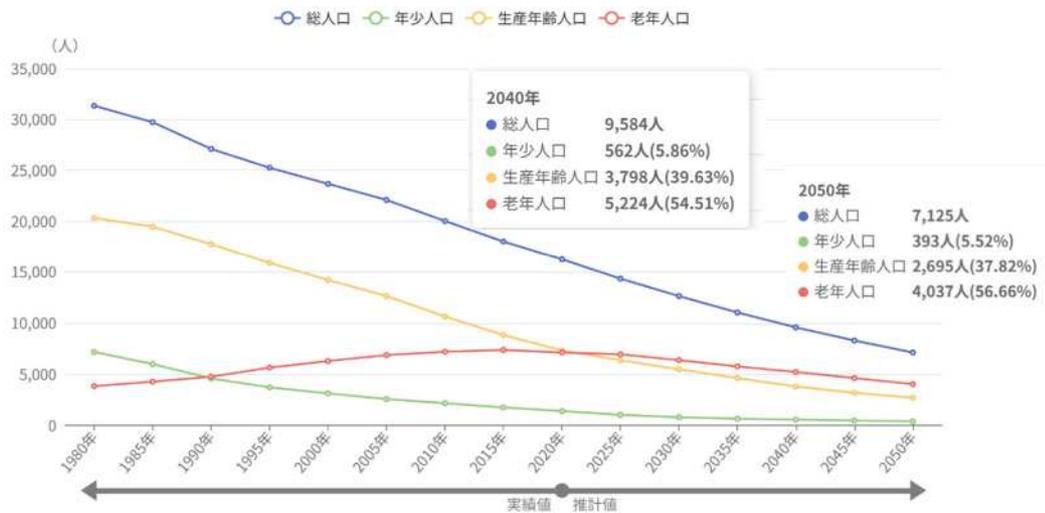
第7次尾鷲市総合計画の策定に合わせ、これまで内容を改定しており、引き続き、総合計画との整合を図りながら、国の国土強靱化基本計画や三重県国土強靱化地域計画との調和も考慮し、防災・減災に必要な事業に取り組んでいる。

(4) 現状の認識

今般、第7次尾鷲市総合計画後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略、尾鷲市国土強靱化地域計画を策定するにあたり、本市が直面する状況について現状を共有する。

まず、本市の人口動向について、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年に9,584人、2050年に約7,125人と、一貫して減少する予測が出されている(出典RESAS)。

尾鷲市人口動向(国勢調査、社人研推計)



国としても、全国的な人口減少、少子化高齢化の進展に対してさまざまな対応を検討している。

また、デジタル技術や通信技術の進展により社会課題を解決する手法の活用を図るとともに、健康寿命やウェルビーイング、地域のつながりなど新しい生き方や価値観も提唱している。

地方創生 2.0 や Society5.0 にみられる社会の将来イメージについて、その主要内容について示し、本市における総合計画、総合戦略策定の方針決定にあたり、関係各位とその価値観について共有したい。

【地方創生 2.0 の基本的な考え方】

- ・自立的で持続的に成長する強い地方経済
- ・生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境
- ・一人一人が幸せを実現できる地方
- ・新技術(AI、デジタルなど)の徹底活用
- ・人材の好循環(都市と地方の支え合い)
- ・広域連携(地方公共団体、企業、大学等の多様な主体による広域的な連携)

【Society5.0の基本的な考え方】

- ・スマート社会の実現(共通プラットフォームによる社会システムの連携協調)
- ・オープンイノベーションとその実現に向けたしくみ、循環システム
- ・社会的課題、世界的課題への対応、課題解決のための取り組み
- ・人材力の強化、女性、若者の活用と人材の流動化・交流の促進

本市においても、総合計画、総合戦略の策定を奇貨として、将来の人口減少を見据え、いかにチャンスを創造していくか、より良い未来に向けて、市民や関係各位の知恵を結集して取り組んでいく。

2 計画策定の基本的な考え方

(1) 総合計画を中心とする国土強靱化地域計画、総合戦略の一体的な策定

総合計画は、将来の尾鷲市をどのような「まち」にしていくのか、その指針となるべき計画であり、誰が、どのようなことをしていくのかを、総合的・体系的にまとめたものである。

第7次尾鷲市総合計画後期基本計画の策定にあたっては、近年の大規模自然災害等に備え、事前の防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進するための国土強靱化地域計画や、将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指し、具体的な取り組みを定める、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定する。

これにより、本市が策定する全ての計画に対し縦串と横串を通し、個々の計画が分断されることなく、整合性と一貫性を備えた計画体系として構築する。

(2) 社会の動向、国の方針等を見据えた策定

技術の進歩や少子高齢化は日々進展し、その影響は本市のさまざまなところに波及している。

本市の将来像をイメージする際には、そうした変化をなるべく客観的に捉え、関係者と共有しながら、変化を恐れるだけでなく、変化を活用して、より市民の暮らしが良くなるにはどのように対応したらよいか、という観点からも考えたい。

また、国も人口減少や経済再生にさまざまな対策を立てて取り組んでおり、その方策は本市も含む各地方自治体の取り組みにも、当然反映されるものと考えられる。

すべてを国の方策・方針に倣うということではないが、予算配分のしくみを考えても、国の目指す社会の将来イメージを念頭に置きながら、本市の将来イメージを考える視点も必要になる。

(3) 策定方針の三本柱

また、計画実現のためには、市民、地域、事業者、行政などの相互連携が不可欠であり、新たに策定する基本計画に対しては、より多くの市民等の意見を聴き、課題の整理を行った上で、課題解決の手段と目標を明らかにしたわかりやすい計画づくりを進めていく。

策定にあたっては、次の3つの項目を基本的な考え方として、総合計画をまちづくりの進行管理ができる計画書として策定する。

① 策定過程の見える化

市民等と行政が一体となってまちづくりを進めていくために、本市の現状と課題の共通認識、目指す方向性の共通認識をもつ。

② 実現性・実効性を確保した計画

総合計画を着実に進めていくために、審議会等でのご意見も伺いながら基本計画を策定するとともに、施策の目的と手段を明確化し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画とする。

③ 市民参加によるわかりやすい計画づくり

総合計画は本市のまちづくりの基本となるものであるから、市民等の意見を聴く機会を設けるとともに、誰もが手に取って読んでいただける、わかりやすい計画とする。

3 総合計画の構成と計画期間、総合戦略および国土強靱化

地域計画の計画期間

① 基本構想

基本構想は、長期的な展望に立って総合的かつ計画的な行政運営を行う指針であり、尾鷲市の将来像を描くための将来の都市像とまちづくりの基本理念として示すものである。

計画期間：2022年度(令和4年度)～2031年度(令和13年度)

【10年間】

② 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来の都市像とまちづくりの基本理念を実現するため、基本目標に基づき、必要な施策を体系的かつ具体的な事業計画として明らかにするもの。

前期基本計画：2022(令和4)年度～2026(令和8)年度

【5年間】

後期基本計画：2027(令和9)年度～2031(令和13)年度

【5年間】

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策、事業を財政的な裏付けをもって計画的に実施することを目的とし、毎年度の予算編成等の指針とするもの。

施策の目標を達成するために、PDCA サイクルを通じて新規事業の追加・事業の組み替え・見直しを行い、適切な進行管理を行う。

④ 第3期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第7次総合計画後期基本計画と計画期間をそろえ、一体的に策定する。

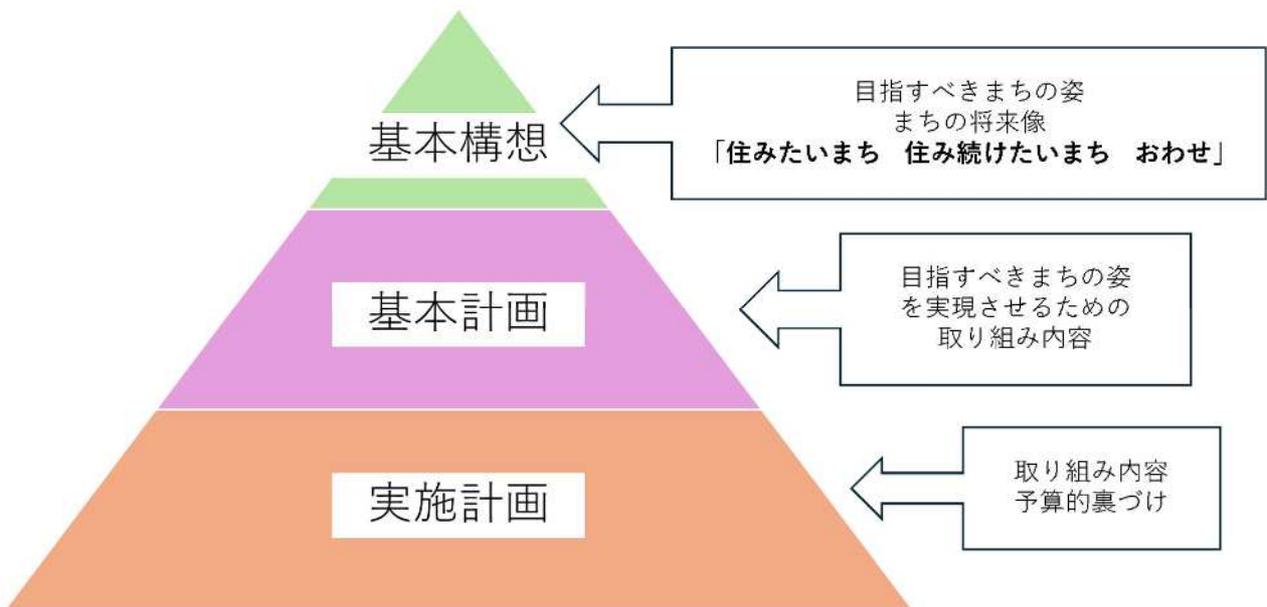
2027(令和9)年度～2031(令和13)年度

【5年間】

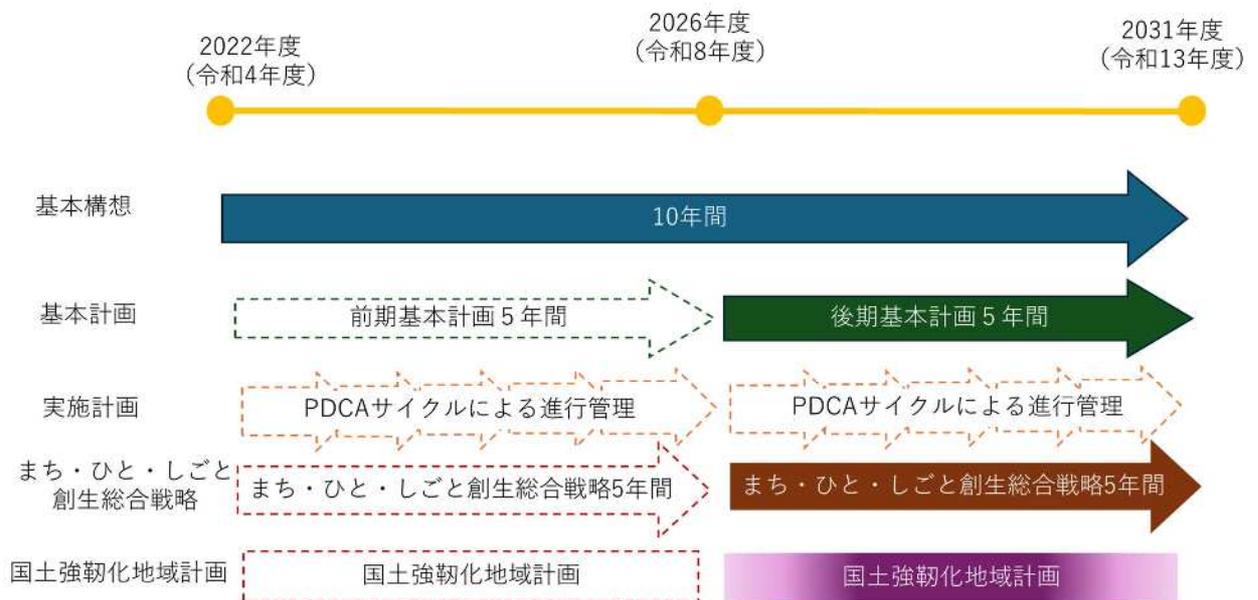
⑤ 尾鷲市国土強靱化地域計画

国の基本計画は計画期間を定めておらず、おおむね5年毎に内容を見直すとされている。

市国土強靱化地域計画では、新たに発生する大規模自然災害や問題点等に対して、必要に応じ対応施策を検討の上、見直しを行うため、計画期間や計画の見直し時期の設定は行わないものとする。



(第7次尾鷲市総合計画の10年間の流れ)



4 市民参加の手法

市民等とともに総合計画を作り上げるために、審議会における一般公募委員による市民の参画や、多様な手法による幅広い意見の聴取及び集約を行う。

(1) 広報・ホームページによる検討経過の公表及び意見募集

目的:総合計画の策定において、全市的、地域的な課題やまちづくりに対する意見等を総合的に把握する。

概要:市の広報・ホームページを通して、総合計画の策定経過を公表するとともに、それに対する意見や提案を募集していくことで情報の共有化を図る。

(2) まちづくりアンケート調査

目的:まちづくりに対する市民の潜在的な意見や考え方を総合的に把握する。

また、施策に対する満足度や、地域・世代間における優先度や重要度を把握するための基礎資料を得る。

概要:無作為抽出した満18歳以上を対象として、現在の施策に対する満足度や今後のまちづくりで重点的に推進すべき施策等を調査する。

(3) ワークショップ、ヒアリング

目的:特定の世代、属性(特に若年層、女性など)に対し、対話を通して市の将来イメージや要望などを聞く。

概要:高校生、中学生、若い世代・女性などの世代、属性ごとに、それぞれの世代に合わせた設問やテーマで話し合いやヒアリングを行い、市の将来イメージや理想のまちなどについて聞き、計画策定に活用する。

(4) パブリックコメント

目的:総合計画の全体像について、市民等を対象として意見や提案を聴取する。

概要:総合計画の原案について、文書やインターネット等により全市民から意見や提案を求める。

5 策定体制

(1) 総合計画審議会

役割:市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

構成:学識経験者を含む各種団体代表者や一般公募による市民(計33名)

根拠条例等:尾鷲市総合計画審議会条例、尾鷲市総合計画審議会規則

(2) 第7次総合計画等策定委員会

役割:庁内の最高意思決定機関として、基本構想案及び基本計画案の策定を行う。

構成:副市長、教育長、各部局長等

根拠条例等:第7次尾鷲市総合計画、尾鷲市国土強靱化地域計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要綱

(3) 第7次総合計画等策定検討WG

役割:分野別施策の現状と課題を把握するために必要な資料、データの収集を行い、基本計画案を作成する。

構成:市職員(各課2名程度・計35名)

根拠条例等:第7次尾鷲市総合計画、尾鷲市国土強靱化地域計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定検討WG設置要綱

(4) 全職員

役割:市民生活や都市環境の将来像について中長期的なビジョンをもち、自らが所掌する事務事業の目的や成果を再確認しながら策定作業に取り組む。

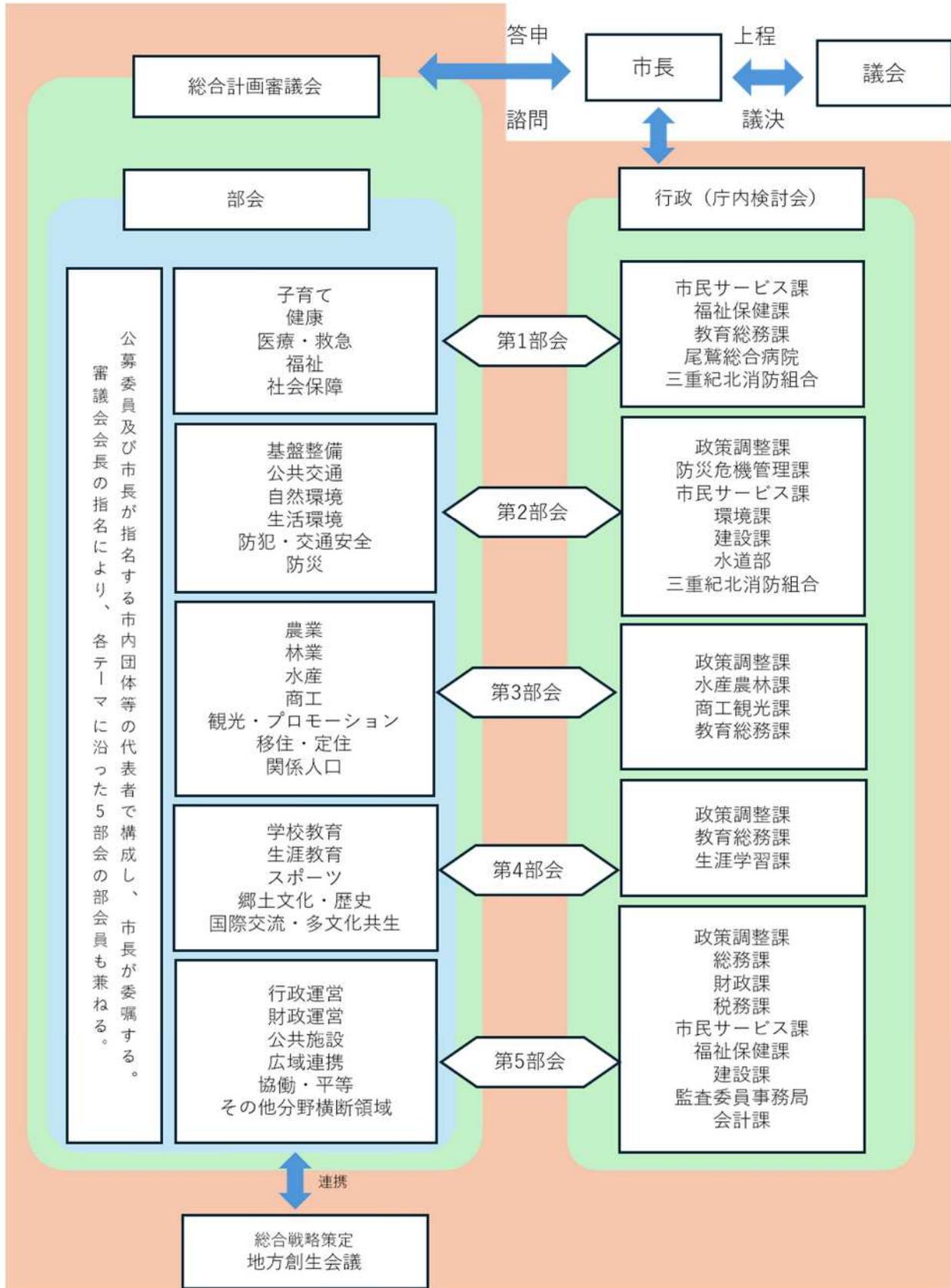
また、資料収集等の庁内検討WGの活動を積極的に支援する。

構成:市職員

6 策定スケジュール(予定)・・・詳細は別紙参照

令和7年12月～		総合計画審議会、庁内策定委員会、庁内検討WGを 随時開催 議会に随時情報共有
	審議会	基本計画(案)・総合戦略(案)・ 国土強靱化地域計画(案) <諮問>
令和8年11月	審議会	基本計画(案)・総合戦略(案)・ 国土強靱化地域計画(案)の完成 <答申>
令和8年12月	議会	議会上程

策定体制図



尾鷲市総合計画審議会条例

昭和48年12月25日

尾鷲市条例第29号

(目的及び設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の総合計画に関し重要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申するため、尾鷲市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

尾鷲市総合計画審議会規則

昭和48年12月26日

尾鷲市規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、尾鷲市総合計画審議会条例（昭和48年尾鷲市条例第29号）第2条の規定により尾鷲市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて尾鷲市総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員35名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、第2条に規定する諮問に係る答申が終了したるときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、専門的事項について調査及び審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員の中から会長が指名する。

3 第5条各項及び前条各項の規定は、部会の会長及び副会長並びに会議にこれを準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策調整課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

1 この規則は、昭和49年1月1日から施行する。

2 尾鷲市総合開発審議会規程（昭和36年9月1日尾鷲市規程第4号）は廃止する。

附 則（昭和58年12月1日規則第8号）

この規則は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日規則第5号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年1月10日規則第1号）

この規則は、平成元年1月10日から施行する。

附 則（平成2年4月1日規則第5号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月26日規則第10号）

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則（平成13年2月7日規則第2号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第8号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月28日規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月6日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

第7次尾鷲市総合計画審議会委員名簿

2025.12.2現在

	団体名等	氏名	委嘱年月日	備考
1	尾鷲市農業委員会 代表	アイガ ヤスシ 相賀 康史	2025年12月2日	
2	子育て支援サークル がりら 代表	イシカワ サトコ 石川 郷子	2025年12月2日	
3	紀北医師会 会長	イマニシ ヨシノリ 今山 義宣	2025年12月2日	
4	四日市大学 名誉教授	イワサキ ヤスノリ 岩崎 恭典	2025年12月2日	
5	尾鷲観光物産協会 代表	イワサワ ノリヨシ 岩澤 宣之	2025年12月2日	
6	尾鷲市社会福祉協議会 常務理事	ウチヤマ ヨウスケ 内山 洋輔	2025年12月2日	
7	尾鷲市区長会 会長	エノモト トミオ 榎本 富男	2025年12月2日	
8	尾鷲市老人クラブ連合会 会長	オオニシ マサタカ 大西 正隆	2025年12月2日	
9	紀北信用金庫 常勤理事	オクムラ コウシ 奥村 浩之	2025年12月2日	
10	尾鷲商工会議所青年部 会長	オクラ ユウジ 小倉 裕司	2025年12月2日	
11	一般公募	カワグチ マリコ 川口 真理子	2025年12月2日	
12	尾鷲市教育委員会 教育委員	キタウラ カヨ 北裏 佳代	2025年12月2日	
13	尾鷲市商店会連合会 会長	キタムラ キョウアキ 北村 清陽	2025年12月2日	
14	尾鷲市海産物商業協同組合 組合長	キタムラ コウ 北村 豪	2025年12月2日	
15	森林組合おわせ 安全推進課長	クロダ ヤスシ 黒田 恭	2025年12月2日	
16	尾鷲市文化協会 会長代行	コニシ タカシ 小西 孝	2025年12月2日	
17	尾鷲市スポーツ協会 副理事長	コバヤシ トシノリ 小林 利徳	2025年12月2日	
18	尾鷲市婦人の会連絡協議会 会長	シオヅ フミコ 塩津 史子	2025年12月2日	
19	一般公募	セコ ミサキ 世古 美沙樹	2025年12月2日	
20	尾鷲木材協同組合 代表	タナカ モトヤス 田中 基康	2025年12月2日	
21	一般公募	ツジモト トシコ 辻本 敏子	2025年12月2日	
22	尾鷲商工会議所 副会頭	ドイ ヒロト 土井 弘人	2025年12月2日	
23	ZTV 東紀州放送局 副局長	ナガハラ ダイスケ 永原 大輔	2025年12月2日	
24	尾鷲市水産振興協議会 会長	ヒガシ イクオ 東 郁夫	2025年12月2日	
25	一般公募	ヒナタ フウカ 日向 風花	2025年12月2日	
26	尾鷲市青少年育成市民会議 会長	ホリウチ タツヤ 堀内 達也	2025年12月2日	
27	一般公募	ミキ チハル 三鬼 千陽	2025年12月2日	
28	一般公募	ミヤイ トシユキ 宮井 敏行	2025年12月2日	
29	尾鷲市自治会連合会 会長	ミヤモト ヨシシゲ 宮本 泰成	2025年12月2日	
30	尾鷲市納税推進協議会 副会長	ムラセ コウケン 村瀬 晃健	2025年12月2日	
31	一般公募	ムラタ アツシ 村田 淳	2025年12月2日	
32	一般公募	ヤマモト ナオフミ 山本 尚史	2025年12月2日	
33	一般公募	リ ジャホン 李家 泓	2025年12月2日	

※50音順

第7次尾鷲市総合計画、尾鷲市国土強靱化地域計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第7次尾鷲市総合計画、尾鷲市国土強靱化地域計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第7次総合計画等」という。）の原案（以下「原案」という。）を策定するため、第7次総合計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、原案を策定する。

2 市長又は委員長が必要と認めるときは、原案の策定作業の進捗状況等を市長に報告することとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(1) 委員長は、副市長をもって充てる。

(2) 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員の任期は、原案の策定が終了する日までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期もまた同様とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となり、必要に応じてこれを招集する。

2 委員長は事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、策定委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 策定委員会の円滑な運営を図るため、策定委員会に作業部会として第7次総合計画等策定検討WG（以下「WG」という。）を置く。

2 WGの設置に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、政策調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日（令和2年7月30日）から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長
政策調整課長
財政課長
総務課長
防災危機管理課長
税務課長
市民サービス課長
福祉保健課長
環境課長
水産農林課長
商工観光課長
建設課長
会計課長
議会事務局長
監査委員事務局長
教育総務課長
学校教育調整監
生涯学習課長
尾鷲総合病院事務長
病院総務課長
水道部長
消防長

第7次尾鷲市総合計画、尾鷲市国土強靱化地域計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定検討WG設置要綱

(目的及び設置)

第1条 第7次尾鷲市総合計画、尾鷲市国土強靱化地域計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第7次総合計画等」という。）の策定に関連する具体的かつ専門的な事項について調整及び検討を行うため、第7次総合計画等策定検討WG（以下「WG」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 WGの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第7次総合計画等の策定における各分野の課題抽出及び調査研究に関すること。
- (2) 第7次総合計画等における将来像と施策の検討に関すること。
- (3) その他第7次総合計画等の策定に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 WGは、リーダー及びメンバーをもって組織する。

- 2 リーダーは、政策調整課長から選任された職員とする。
- 3 メンバーは、各課から選任された者とする。

(リーダー及び職務代理)

第4条 リーダーは、会務を総理し、WGを代表する。

- 2 リーダーに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめリーダーが指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 WGは、政策調整課長が招集する。

- 2 議事の進行は、リーダーが行う。
- 3 リーダーは、必要に応じてメンバー以外の者の出席を要請することができる。

(事務局)

第6条 WGの事務局は、政策調整課に置く。

(解散)

第7条 WGは、第1条の設置目的が達成されたときをもって解散する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日（令和2年5月18日）から施行する。

尾鷲市総合計画後期基本計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略、尾鷲市国土強靱化地域計画 策定スケジュール

		共通		総合計画		総合戦略		国土強靱化地域計画		打合せ		審議会		策定委員会	策定検討WG		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			上旬	中旬
令和7年度	11月	上旬	策定方針立案								○						
	12月	上旬	議会報告	現状把握・課題等整理	人口ビジョン 人口推計	脆弱性評価・ リスクへの対応方策 各課照会・調整					○	全体会①	策定方針、体制、スケジュール確認・共有 審議会①の確認		現状把握 課題確認・共有		
		中旬															
	1月	上旬		現状把握・課題等整理 住民アンケート トップインタビュー	人口ビジョン 案作成							○					
		中旬															
	2月	上旬		ワーキングセッション、ヒアリング 前期計画・戦略の評価・検証	総合戦略骨子作成	基礎調査 リスクシナリオ見直し						○					
		中旬															
	3月	上旬		議会報告								○					
		中旬															
	令和8年度	4月	上旬		重点政策・基本計画 案作成	総合戦略案作成	脆弱性評価 課題抽出					○	全体会②	基本計画案、人口ビジョン案、各種調査の分析・報告の共有 部会活動の方針確認			重点政策 総合戦略案 確認・共有
			中旬														
		5月	上旬		各課照会(基本計画シート作 成)	各課照会(総合戦略シー ト作成)							○	部会①		各部門の現状把握、課題抽出 審議会②の確認	
中旬																	
6月		上旬		議会報告								○	部会③	各部門の重点政策			
		中旬															
7月		上旬										○	部会④	各部門の重点政策、基本計画案			
		中旬															
8月		上旬		総合計画案作成・調整	総合戦略案 作成・調整	国土強靱化地域計画 作成・調整						○	全体会③	業案内容の確認 審議会③の確認		総合計画案 国土強靱化地域計 画 確認・共有	
		中旬															
9月		上旬		議会報告								○	全体会④	総合計画案、総合戦略案、国土強靱化計画案 (パブコム案確定) 審議会④の確認			
		中旬															
10月	下旬		パブコム								○	全体会⑤	総合計画案、総合戦略案、国土強靱化計画案承認				
11月			議会上程								○						
12月																	
1月				印刷原稿作成	印刷原稿作成												
2月																	
3月					納品												

第7次尾鷲市総合計画審議部会別委員名簿（案）

部会	氏名	所属団体
第1部会 子育て 健康 医療・救急 福祉 社会保障	三鬼 千陽	一般公募
	世古 美沙樹	一般公募
	内山 洋輔	尾鷲市社会福祉協議会
	村田 淳	一般公募
	今面 義宜	紀北医師会
	石川 郷子	子育て支援サークル がりら
第2部会 基盤整備 公共交通 自然環境 生活環境 防犯・交通安全 防災	山本 尚史	一般公募
	大西 正隆	尾鷲市老人クラブ連合会
	榎本 富男	尾鷲市区長会
	塩津 史子	尾鷲市婦人の会連絡協議会
	小倉 裕司	尾鷲商工会議所青年部
	宮本 泰成	尾鷲市自治会連合会
	辻本 敏子	一般公募
第3部会 農業 林業 水産 商工 観光・プロモーション 移住・定住 関係人口	田中 基康	尾鷲木材協同組合
	日向 風花	一般公募
	北村 清陽	尾鷲市商店会連合会
	北村 豪	尾鷲市海産物商業協同組合
	岩澤 宣之	尾鷲観光物産協会
	相賀 康史	尾鷲市農業委員会
	東 郁夫	尾鷲市水産振興協議会
第4部会 学校教育 生涯教育 スポーツ 郷土文化・歴史 国際交流・多文化共生	黒田 恭	森林組合おわせ
	小西 孝	尾鷲市文化協会
	川口 真理子	一般公募
	北裏 佳代	尾鷲市教育委員会
	堀内 達也	尾鷲市青少年育成市民会議
	宮井 敏行	一般公募
第5部会 行政運営 財政運営 公共施設 広域連携 協働・平等	小林 利徳	尾鷲市スポーツ協会
	李家泓	一般公募
	岩崎 恭典	四日市大学
	奥村 浩之	紀北信用金庫
	村瀬 晃健	尾鷲市納税推進協議会
	土井 弘人	尾鷲商工会議所
	永原 大輔	Z T V 東紀州放送局

日頃より市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、「第7次尾鷲市総合計画前期基本計画」が令和8年度をもって期間が終了するため、今年度から「第7次尾鷲市総合計画後期基本計画」（以下、後期基本計画という。）の策定にむけた準備を進めています。

この調査は、市の施策や近年の社会・経済動向に対する市民の皆さまのご意見を把握し、その結果を後期基本計画に反映することを目的として実施させていただくものです。

調査にあたり、市内にお住まいの18歳以上の方1,000人を無作為に抽出したところ、今回、あなたさまが選ばれました。

ご回答いただいた調査内容は、上記の目的にのみ利用させていただくもので、個々の回答内容は公表いたしませんので、率直なご意見をお聴かせください。

皆さまの声を尾鷲市のまちづくりにつなげたいと考えておりますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

令和8年2月

尾鷲市長 **加藤 千速**

◎ このアンケートの回答は、スマートフォン、パソコン、タブレットなどから、**Web上でご回答いただくことも可能です。**（紙の調査票でも回答を受け付けています。）

画面タップで簡単に回答でき、郵便ポストに投函に行く必要もありませんので、是非、Webでのご回答についてご検討をお願いします。Webにてご回答いただける場合、下記のURL、またはQRコードをスマートフォン等のカメラで読み取ったうえで、リンクよりご回答いただきますよう、よろしく願いいたします。

【アンケート↓↓QRコード】

リンク先 <https://logoform.jp/form/z5gK/917860>



アンケート用紙ご記入にあたってのお願い

1. 必ず**あて名のご本人**がお答えください。
2. お答えは、あてはまる回答の**番号を○**で囲んでください。なお、設問によっては**複数回答や文字の記入**をする場合がありますので、ご注意ください。
3. 集計結果は公表しますが、統計的に処理しますので、皆さまの個人に関する情報が外部に漏れることはありません。率直なご意見等をお聞かせください。
4. （紙での提出の場合）ご記入いただいた調査票は同封の返信用封筒（切手不要）により、**令和8年●月●日(●)までに**ポストに投函ください。

調査票、返信用封筒ともに無記名で結構です。

- このアンケートに関するお問い合わせ先
尾鷲市政策調整課企画調整係 TEL 0597-23-8134

あなた自身のことについておうかがいします

問1 あなたの性別をお聞かせください。(当てはまる番号を選び○で囲んでください。以下の質問も同様です。)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

→ 問2へ

問2 あなたの年齢をお聞かせください。

- | | |
|----------|--------|
| 1. 10代 | 2. 20代 |
| 3. 30代 | 4. 40代 |
| 5. 50代 | 6. 60代 |
| 7. 70代以上 | |

→ 問3へ

問3 あなたは、尾鷲市のどの地区にお住まいですか。

(3～5番に該当する方は、お住まいの町名を○で囲んでください。)

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| 1. 尾鷲地区 | } お住まいの町名を○で
囲んでください |
| 2. 須賀利地区 | |
| 3. 九鬼早田地区 (九鬼町・早田町) | |
| 4. 北輪内地区 (三木浦町・小脇町・名柄町・三木里町) | |
| 5. 南輪内地区 (古江町・賀田町・曾根町・梶賀町) | |

→ 問4へ

問4 あなたの世帯の状況を教えてください。

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1. ひとり暮らし | 2. 夫婦のみ |
| 3. 配偶者、子どもと同居 | 4. 子どもと同居 |
| 5. 親と同居 | 6. 親、子ども、祖父母、孫などとの同居 |
| 7. その他 () | |

→ 問5へ

問5 あなたの主な職業をお聞かせください。(複数の場合には主な職業のみお答えください。)

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 農林業 | 2. 漁業 |
| 3. 自営業 | 4. 会社員・公務員 |
| 5. 自由業 (医師、弁護士、僧侶など) | 6. パートタイマー・アルバイト・内職など |
| 7. 家事 (主婦・夫、家事手伝いなど) | 8. 学生 |
| 9. 無職 | 10. その他 () |

→ 問6へ

問6 あなたが尾鷲市にお住まいになってから何年経過していますか。

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1～3年未満 |
| 3. 3～5年未満 | 4. 5～10年未満 |
| 5. 10～20年未満 | 6. 20年以上 |

→ 問7へ

本市での居住についておうかがいします

問7 あなたは、これからもずっと尾鷲市に住み続けたいとお考えですか。

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| 1. ずっと住み続けたい | → 問10へ |
| 2. しばらくの間は住み続けたい | → 問10へ |
| 3. 住み続けたいが、引っ越さなければならない(引っ越す可能性がある) | → 問8へ |
| 4. いずれは市外に引っ越ししたい | → 問9へ |
| 5. すぐにでも引っ越ししたい | → 問9へ |
| 6. どちらともいえない | → 問10へ |

【問7で「3」とお答えになった方におうかがいします。】

問8 引っ越す可能性がある理由は何ですか。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 仕事の都合 | 2. 学業の都合 |
| 3. 親族の都合 | 4. その他() |

→ 問10へ

【問7で「4」または「5」とお答えになった方におうかがいします。】

問9 市外に引っ越ししたい理由は何ですか。

- | |
|---------------------------|
| 1. 雇用機会が少ないから |
| 2. 高等教育機関などの進学環境が整っていないから |
| 3. 娯楽・レクリエーション施設などが少ないから |
| 4. 各種福祉政策が充実していないから |
| 5. その他() |

→ 問10へ

問10 あなたは、尾鷲市を全体としてどのようにお考えですか。あなたのお考えに一番近いものを選びください。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 住みよいまちである | 2. どちらかといえば住みよいまちである |
| 3. どちらかといえば住みにくいまちである | 4. 住みにくいまちである |
| 5. どちらともいえない | |

→ 問11へ

問11 現在、あなたが不安に感じていることは何ですか。あてはまるもののうち上位2つを選んでください。

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 1. 老後の不安 | 2. 子育ての不安 |
| 3. 子どもの進学・就職に対する不安 | 4. 健康面での不安 |
| 5. 地震や豪雨、火災などの災害に対する不安 | 6. 犯罪や交通事故など安全に対する不安 |
| 7. 地球温暖化や環境汚染など環境に関する不安 | 8. 経済的な不安 |
| 9. 近所づきあいなど近隣の人間関係に関する不安 | 10. その他() |
| 11. 特に不安はない | |

→ 問12へ

これからのまちづくりについておうかがいします

問12 あなたは、尾鷲市が将来どのようなイメージのまちになってほしいと思いますか。あてはまるもののうち上位3つまでお答えください。

1. 交通事故、犯罪などが少なく、安心して生活できるまち
2. 地震や風水害への不安が少なく、安心して生活できるまち
3. 公害や環境破壊が少なく、地球環境にやさしいまち
4. 海や山、川などの自然がたくさん残っているまち
5. 保健・医療・福祉施設が充実し、安心して元気に暮らせるまち
6. 子どもからお年寄りまで安心して元気に暮らせるまち
7. 地域で子どもを育むなど、人と人が関わり、人が育つまち
8. 子どもの教育環境によいまち
9. 働きがいのある職場が多く、活気のあるまち
10. 第一次産業（農林水産業）に活気があり、豊かな地域資源に恵まれたまち
11. にぎわいのある商業施設があり、買い物に便利なまち
12. 観光やレクリエーションのために訪れる人が多いまち
13. 道路、公園などの都市機能が充実しているまち
14. 公共交通などの移動手段が整ったまち
15. 市民主体のまちづくりが活発なまち
16. 将来にわたって健全な財政運営を行うまち
17. わからない
18. その他（)

→ 問13へ

問13 あなたは、尾鷲市がこれからまちづくりを進めるうえで、市が積極的に進めるべき取り組みは何であるとお考えですか。あてはまるもののうち上位3つまでお答えください。

1. 交通事故や犯罪などへの取り組み
2. 地震や風水害などへの防災対策
3. 地球温暖化への取り組み
4. 自然環境保護への取り組み
5. 保健・医療・福祉などの福祉施策への取り組み
6. 地域での子育て支援、高齢者の生活支援（子どもへの声かけや見守り、ひとり暮らし高齢者の見守り・声かけなど）
7. 生涯学習やスポーツ振興などへの取り組み
8. 子どもの教育環境の整備への取り組み
9. 働く場所の確保への取り組み
10. 第一次産業（農林水産業）の活性化への取り組み
11. 商業施設の活性化への取り組み
12. 観光産業などへの取り組み
13. 道路、公園などの整備、維持への取り組み
14. 公共交通などの移動手段の確保への取り組み
15. 市民主体のまちづくりを活発にする取り組み
16. 健全な財政運営を行うための行政改革への取り組み
17. わからない
18. その他（)

→ 問14へ

問14 あなたは、地区の行事やボランティアなどの活動に参加したことがありますか。

- | | |
|-----------------|--------|
| 1. 積極的に参加している | → 問16へ |
| 2. ときどき参加している | → 問16へ |
| 3. あまり参加したことがない | → 問15へ |
| 4. 参加したことがない | → 問15へ |

【問14で「3」または「4」とお答えになった方におうかがいします。】

問15 問14で「あまり参加したことがない」「参加したことがない」と回答された理由は何ですか。以下の選択肢の中からあてはまるものを1つお選びください。

- | |
|---------------------------------|
| 1. 参加したいが、始めるきっかけや機会がない |
| 2. 参加したいが、どこに問い合わせをすればいいのかわからない |
| 3. 興味のある活動に対する情報がない |
| 4. 活動に参加する時間がない |
| 5. 活動に興味がない |
| 6. 活動の必要性を感じない |
| 7. 人間関係がわずらわしい |
| 8. 地域に活動自体がない |
| 9. その他（) |

→ 問16へ

問16 尾鷲市ではこれから、市役所を含む市民みんなで地域の課題を解決するために、目標を共有して、その目標達成のために取り組むことを進めたいと考えています。このことについてあなたはどのように考えますか。

- | | |
|-----------------|--------|
| 1. 推進すべき | → 問17へ |
| 2. ある程度推進すべき | → 問17へ |
| 3. どちらとも言えない | → 問18へ |
| 4. あまり推進すべきではない | → 問18へ |
| 5. 推進すべきではない | → 問18へ |
| 6. わからない | → 問18へ |

【問16で「1」または「2」とお答えになった方におうかがいします。】

問17 市民との協働（問16の設問文の内容）のまちづくりを進めるうえで、あなたは、市がどのようなことに取り組むべきだと考えますか。あてはまるもののうち上位2つまでお答えください。

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1. 市政情報の積極的な提供 | 2. 職員の意識改革など市役所の体制整備 |
| 3. 市民が活動しやすいしくみ・ルールづくり | 4. 市民と市の意見交換の場の設定 |
| 5. 市民活動の活性化 | 6. 市民の協働意識の醸成 |
| 7. わからない | 8. その他（) |

→ 問18へ

【安全】

問18 あなたは、地震や台風など災害による被害を防ぐ取り組みとして、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。あてはまるもののうち上位2つまでお答えください。

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1. 避難訓練や防災講座などの啓発活動の充実 | 2. 耐震診断や改修などの補助制度の充実 |
| 3. 防災資機材の備蓄・整備の充実 | 4. 災害時における連絡体制の充実 |
| 5. 施設の耐震化の充実 | 6. 自主防災組織への支援 |
| 7. 地域住民が主体となった防災対策の推進 | 8. わからない |
| 9. その他（具体的に |) |

→ 問19へ

【健康づくり】

問19 あなたは、健康づくりを充実させるためには、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。あてはまるもののうち上位2つまでお答えください。

1. 妊婦や乳幼児に対する健康診査など母子保健事業の充実
2. 成人病検診やがん検診など検診制度の充実
3. 健康相談・健康教室・保健師などの訪問活動の充実
4. 救急・休日・夜間・往診など医療の充実
5. スポーツによる健康づくり・体力づくり
6. 地域住民が主体となった健康づくりの推進
7. わからない
8. その他（具体的に

→ 問20へ

【福祉】

問20 あなたは、福祉を充実させるためには、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。あてはまるもののうち上位2つまでお答えください。

1. 高齢者や障がい者が入所（入居）できる施設の整備
2. 高齢者や障がい者の日中活動ができる場の充実
3. 高齢者や障がい者などが生活しやすいバリアフリー化の推進
4. 地域全体で高齢者や障がい者などを支える関係づくりの充実
5. 福祉制度など経済面での生活支援の充実
6. 元気高齢者の働く場の確保や障がい者が自立できる就労支援策の充実
7. わからない
8. その他（具体的に

→ 問21へ

【産業振興】

問21 あなたは、産業振興・活性化のためには、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。あてはまるもののうち上位2つまでお答えください。

1. にぎわいを生む商店の活性化
2. 大型店を核とした商業地区の整備
3. 新たな産業の育成・支援
4. 地域資源の活用による地域ブランドの開発
5. 新規産物の開発などの特産品開発
6. 歴史・文化・自然などを生かした交流人口の増加による観光振興
7. 農水商工連携など産業間の連携強化による地域経済の活性化
8. わからない
9. その他（具体的に

→ 問22へ

【子育て環境】

問22 尾鷲市も少子化が重要な課題となっています。あなたは、少子化に対応するにはどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。あてはまるもののうち上位2つまでお答えください。

1. 妊婦や乳幼児に対する健康診査など母子保健事業の充実
2. 乳幼児医療費助成などの補助メニューの充実
3. 保育所定員の拡充
4. 子育て相談や情報提供など子育て支援サービスの充実
5. 子どもの遊び場の整備
6. 一時保育（緊急時や用事の際などに保育所で一時的に預かる制度）の充実
7. 地域住民が地域の子どもたちを見守る関係づくりの充実
8. わからない
9. その他（具体的に _____）

→ 問23へ

【学校教育】

問23 あなたは、学校教育を充実させるためには、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。あてはまるもののうち上位2つまでお答えください。

1. 社会のルールや命の大切さを学ぶ心教育の推進
2. 体験学習活動を通じた地域の人たちとの交流など開かれた学校づくり
3. 家庭・地域・学校が連携した地域社会における教育力向上の推進
4. 不登校やいじめなどに対応した教育の推進
5. 校舎の耐震化など、施設の改修・整備
6. 学校内や通学路における子どもの安全対策の強化や安全教育の充実
7. わからない
8. その他（具体的に _____）

→ 問24へ

【環境】

問24 あなたは、環境を良くするためには、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。あてはまるもののうち上位2つまでお答えください。

1. 電気・ガス・ガソリンなどエネルギー利用の抑制
2. 太陽光発電や緑化推進などに対する助成の充実
3. 海・山・川などの自然環境の保全
4. 資源ごみの分別などによるリサイクルの推進
5. マイバッグ利用や簡易包装などによるごみの発生抑制
6. いろいろな環境問題に取り組む市民活動への支援の充実
7. 身近な地域の美化活動などへの参加
8. わからない
9. その他（具体的に _____）

→ 問25へ

【市民意見の反映】

問25 あなたは、現在の市政に市民の意向がどの程度反映されていると考えていますか。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 十分反映されている | 2. ある程度反映されている |
| 3. あまり反映されていない | 4. まったく反映されていない |

→ 問26へ

問26 あなたは、できるだけ多くの市民の意向を市政に反映させるためには、どのようなことに力を入れるべきだと考えますか。あてはまるもののうち上位2つまでお答えください。

1. 市長と対話できる機会の充実
2. 市民説明会など、重要事項に関する直接的な対話機会の充実
3. 幅広い市民参加の促進
4. 審議会などへの市民参加の充実
5. アンケート調査の実施
6. パブリックコメントの充実
7. 広報紙やホームページなどによる情報提供の機会の充実
8. わからない
9. その他（具体的に)

→ 問27へ

【行政改革】

問27 あなたは、効果的かつ効率的な行政サービスを提供するためには、どのような方策が必要だと考えますか。あてはまるもののうち上位2つまでお答えください。

1. 事業を見直し、必要に応じて統合あるいは廃止する
2. 市民ニーズに合わせて市役所の組織をつくり直す
3. 市職員の意識改革や能力開発のための研修を行う
4. 市内の各種団体を対象に出される補助金を、必要に応じ統合あるいは廃止する
5. サービスにより利益を受ける市民に適切な費用を負担してもらう
6. 施設の統合・廃止や他施設との複合化を図る
7. 必要に応じ業務を民間委託する
8. 市の職員数を見直す
9. 市職員の給与水準を見直す
10. わからない
11. その他（具体的に)

→ 問28へ

【公共交通】

問28 通勤通学、買い物、通院など、普段外出する際の交通手段はどれですか。あてはまるものすべてお答えください。

- | | | | |
|------------|--------------|------------|---------|
| 1. JR | 2. 三重交通バス | 3. ふれあいバス※ | 4. タクシー |
| 5. 自分で車を運転 | 6. 家族等の車での送迎 | 7. バイク・自転車 | |
| 8. 徒歩 | 9. その他 () | | |

※ふれあいバスは、尾鷲市が運行しているバスです。

→ 問29へ

	現在の満足度						今後の重要度					
	1 満足	2 どちらかといえば満足	3 普通	4 どちらかといえば不満	5 不満	6 わからない	1 重要	2 どちらかといえば重要	3 現状のまま	4 どちらかといえば重要でない	5 重要でない	6 わからない
(8) 人権尊重社会の実現 協働・平等 (人権に関する学習会や人権相談など、一人ひとりが互いに人権を尊重し合う取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(9) 男女共同参画の推進 協働・平等 (性別にとらわれず、それぞれのライフスタイルや価値観を尊重し合う取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(10) 健康づくりの推進 健康 (ライフステージに応じた健康づくり事業、母子保健事業・介護予防事業など)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(11) 地域医療体制の確保 医療・救急 (尾鷲総合病院の診療体制や設備、地域内の医院・診療所など)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(12) 高齢者保健福祉の推進 福祉 (いつまでも元気に社会のなかで活躍し、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らすことができる取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(13) 障がい者福祉の推進 福祉 (自立支援などの福祉サービスにより、住み慣れた地域で暮らせる取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(14) 社会保障の確保 社会保障 (安心して生活ができる、社会保障制度が健全に運営される取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(15) 市民相談窓口の確保 協働・平等 (必要なときに適切な相談を受けることができる取り組みなど)												
(16) 生活保障の確保 社会保障 (必要なときに適切な支援を受けることができる取り組みなど)												

	現在の満足度						今後の重要度					
	1 満足	2 どちらかといえば満足	3 普通	4 どちらかといえば不満	5 不満	6 わからない	1 重要	2 どちらかといえば重要	3 現状のまま	4 どちらかといえば重要でない	5 重要でない	6 わからない
(17) 農業・関連産業の振興 農業 (さまざまな形態の農業活動が行われ、農地の保全・管理、活用がされる取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(18) 林業・関連産業の振興 林業 (経営基盤が強化され、施業を継続的に実施できる取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(19) 水産業・関連産業の振興 水産 (水揚げ量の拡大、生産体系の見直しや生産性及び付加価値の向上により、水産業が持続できる取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(20) 商工観光業の振興 商工、観光プロモーション (活発な産業活動により、魅力ある雇用の場が創出される取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(21) 子育て支援の推進 子育て (保育サービス、子育てに関する相談体制や情報提供、放課後の子どもの安全な活動場所などの環境づくりなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(22) 未就学児への支援 子育て (未就学児が健やかに成長できる取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(23) 学校教育の充実 学校教育 (一人ひとりの個性や能力を伸ばし、確かな学力、豊かな心、健康な体づくりにより、笑顔いっぱいの子どもを育む取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(24) 生涯教育の推進 生涯教育 (生涯学習を行うための設備の管理、その指導者の育成支援など)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(25) 生涯スポーツの推進 スポーツ (年齢、体力、好みに応じて多くのスポーツに触れ、楽しくスポーツが親しめる取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(26) 国際交流の推進 国際交流・多文化共生 (多様な交流ができ、国際感覚豊かな人づくりがされる取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6

	現在の満足度						今後の重要度					
	1 満足	2 どちらかといえば満足	3 普通	4 どちらかといえば不満	5 不満	6 わからない	1 重要	2 どちらかといえば重要	3 現状のまま	4 どちらかといえば重要でない	5 重要でない	6 わからない
(27) 森林の公益的機能の保全 林業 (適正に管理・保全され、森林の公益的機能が確保される取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(28) 鳥獣害対策の推進 農業 (野生鳥獣との共生を図り、鳥獣害が発生しない取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(29) 自然環境の保全 自然環境 (自然環境や生態系に配慮し、良好な自然が残る取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(30) 資源循環型社会の推進 生活環境 (ごみの発生抑制・再使用・再生利用が進んだ、環境に負荷をかけない取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(31) 良好な生活環境の保全 生活環境 (環境負荷を低減し、快適な生活が営める取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(32) 安全・安心な水の確保 生活環境 (安全で安心な水が安定供給される取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(33) 都市づくりの推進 基盤整備 (安心して暮らせる都市基盤が整備される取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(34) 災害に強い都市施設の推進 公共施設 (災害に強い都市施設により、安心して快適に暮らせる取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(35) 公共交通の確保 公共交通 (安全で利便性が高く、環境にやさしい公共交通により快適に暮らし、移動ができる取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(36) 財政の健全化 財政運営 (行政組織のスリム化などの構造改革、財政運営の見直し、職員の意識改革を行い、持続可能な行政体質への変革を図るなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(37) 広域・外部連携の推進 広域連携 (近隣市町や産学官の連携、共創による新たなまちづくりがされる取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6

	現在の満足度						今後の重要度					
	1 満足	2 どちらかといえば満足	3 普通	4 どちらかといえば不満	5 不満	6 わからない	1 重要	2 どちらかといえば重要	3 現状のまま	4 どちらかといえば重要でない	5 重要でない	6 わからない
(38) 新しいひとの流れの創出 <small>移住・定住、関係人口</small> (多くの市民が住み続けたいと思い、市外の人も住み続けたいと思えるまちとなるような定住移住に対する取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
(39) 郷土文化・歴史の保存と継承 <small>郷土文化・歴史</small> (文化財の適切な保存・管理や、次世代への文化継承に対する取り組みなど)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6

Well-Being に関する指標についておうかがいします

問30 市では市民の Well-Being の向上を目指してさまざまな取組を行おうと考えています。地域幸福度 (Well-Being 指標) について、現在の「満足度」をお聞かせください。次の各項目について、あなたの考えに近いものをそれぞれ1つずつ数字に○をお書きください。

	1 満足	2 どちらかといえば満足	3 普通	4 どちらかといえば不満	5 不満	6 わからない
※ 記入例	1	2	3	4	5	6
暮らしている地域は、日常の買い物にまったく不便がない	1	2	3	4	5	6
暮らしている地域では、飲食を楽しめる場所が充実している	1	2	3	4	5	6
自宅には心地のいい場所がある	1	2	3	4	5	6
自宅の近辺では、騒音に悩まされることはない	1	2	3	4	5	6
暮らしている地域では、行政サービスのデジタル化が進んでいる	1	2	3	4	5	6
暮らしている地域では、仕事や日常生活の場でデジタルサービスを利用しやすい	1	2	3	4	5	6

	1 満足	2 どちらかといえば満足	3 普通	4 どちらかといえば不満	5 不満	6 わからない
私は、同じ地域に住む人たちを信頼している	1	2	3	4	5	6
暮らしている地域には、困ったときに相談できる人が身近にいる	1	2	3	4	5	6
私は、地域の人困っていたら手助けをする	1	2	3	4	5	6
私は、この地域に対して愛着を持っている	1	2	3	4	5	6
暮らしている地域には、若者が活躍しやすい雰囲気がある	1	2	3	4	5	6

総合計画の認知度

問3 1 尾鷲市は第7次総合計画として「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」という将来像を設定し、多くの方が尾鷲に住んだり、訪れたりし、よりよいまちにしていくための方策を立案しています。第7次総合計画の内容をご存じですか。

1. よく知っている
2. ある程度知っている
3. あまり知らない
4. まったく知らない

自由意見

問3 2 5年後の尾鷲市を住みやすいまちにするために、どのようなことが必要だと思いますか。あなたのご意見をご自由にお書きください。

～アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。～

ご記入いただいた調査票は、無記名のまま、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れて、

令和8年〇月〇日（〇）までにご投函ください。

●高校生ヒアリングの実施



- 対象者:尾鷲高校在學生(市内在住者)
※「まちいく」に参加されている高校2年生を想定(10名以内)
- 所要時間:1時間半程度を予定
- 実施時期:2月 ※平日開催(放課後)を想定

★事前の準備依頼

事前に、当日に向けた準備をご依頼します

【内容例】

まちの将来像である「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」からイメージされるまちを思い描いておいてください。

当日

STEP1:レゴブロックで「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」を表現

【展開例】

- ・事前トレーニングの演習を行うことで、レゴブロックの使い方を習得します。
- ・レゴブロックによるアウトプットを作り込みます。



STEP2:レゴブロックで作られたアウトプットをもとに意見交換会

【展開例】

- ・グループごとに作成されたアウトプットを発表・共有
- ・アウトプットをもとに、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」について意見交換し合います。

- ▶ 発表や意見交換の内容については録音を行い、後に文字起こしをしてまとめてまいります。



高校生ヒアリングの内容は報告書として取りまとめます。

※「まちいく」の内容と併せて、総合計画における施策立案に活かしてまいります。

「まちいく」に参加され、具体的な提案活動を行っている尾鷲高校の方々に対して、新鮮な手法で且つ豊かな発想が期待できる、レゴブロックによるアウトプット作成及びアウトプットに基づく意見交換が望ましい形式ではないかと考えました。
※レゴブロックは、研修用に設計されたLEGO®SERIOUS PLAY®を使用します。

●子ども(中学生)ワークショップの実施

- 対象者:市内中学校(尾鷲中学校、輪内中学校)に通う生徒
※市長との懇談会に参加なされた方々を想定いたします。
- 参加人数:企画書内容の実施では15名程度
- 所要時間:1時間半程度を予定
- 実施時期:2月 ※平日開催を想定

当日

STEP1:まちの課題を抽出

【展開例】

まちの将来像である「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現において、妨げになっていることをいくつか挙げてみよう。

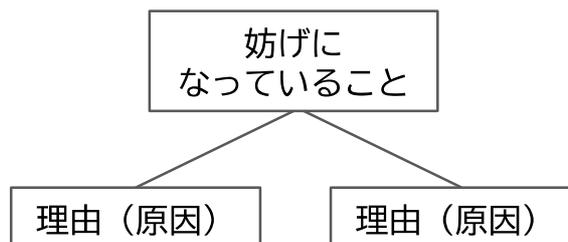
挙げられた内容は付箋紙に記入して模造紙に貼り付けます。

STEP2:妨げになっていることの原因について明らかにする

【展開例】

なぜ、そのような妨げがあるのでしょうか。その理由(原因)について考えてみましょう。

理由(原因)については、妨げとなっている事項と一緒にまとめていきます。



STEP3:模造紙アウトプットの発表・共有

- 発表や意見交換の内容については録音を行い、後に文字起こしをしてまとめてまいります。

「子ども(中学生)ワークショップ」の内容は報告書として取りまとめます。
※総合計画における施策立案に活かしてまいります。

中学生の方々による市長との懇談会においては、尾鷲の魅力は何であると思うか、将来の尾鷲市にはどうなってほしいか、住みたいまち・住み続けたいまちのためには何が必要か、自分が市長になったらどんなことをしてみたいか、といったポジティブな観点による意見出しは既に十分になされていると存じます。

このため、ワークショップにおいては、逆に、課題抽出につなげていくための手がかりとなるアウトプット作成を目指していくことを想定いたします。

●若い世代・女性ヒアリングの実施



- 対象者:市内在住の若い世代、女性の方々
※「青鷺会」のネットワークを活かしつつ、公募委員の方と重ならないメンバー(10名以内)により実施することを想定いたします。
※特に、ヒアリング形式の場合は5、6名が理想です。
- 所要時間:1時間半程度を予定
- 実施時期:2月
※平日(夕方以降)または週末での開催を想定。
※他のヒアリング・ワークショップと連日実施。

■ヒアリングの内容

- ・ 現在生活する中での困りごと、不満について
- ・ まちの将来像である「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」を実現するための取組について。

当日

STEP1:アンケート調査の速報値報告

(または尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査結果報告)

アンケート調査結果を知ること、意見等を出すための準備を行います。

STEP2:グループインタビュー形式またはグループワーク形式でのヒアリング

【展開例】

以下の内容について、グループインタビューまたはグループワーク形式で意見等を出していただくことを想定いたします。

- ・ 現在生活する中での困りごと、不満について
- ・ まちの将来像である「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」を実現するための取組について。

※グループワーク形式の場合は、付箋紙及び模造紙を使用いたします。



「若い世代・女性ヒアリング」の内容は報告書として取りまとめます。
※総合計画及び総合戦略の施策立案に活かしてまいります。